

令和8年熊本地震に係る障がい児者福祉施設等災害復旧費補助金に係るQ&A

※質問及び回答については、適宜更新していくため変更等の可能性があります。

令和8年9月9日時点 熊本県障がい者支援課

No.	区分	質問	回答
1	施設	協議書を提出した後、協議額はどのように決定されるのか。	・災害復旧に係る補助金は、国へ提出する協議書をもとに、被災した施設等に対し、九州厚生局担当者が九州財務局担当者の立会のもとで実地調査を行い、査定(補助の是非決定、補助額(上限額)の決定)が行われる。 ・査定により補助対象として認められなかった費用は自己負担となる。
2	設備	協議書を提出した後、協議額はどのように決定されるのか。	・必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は事務所に備え付けている備品台帳等の提出等、被災状況の把握のための必要な確認を求める。 ・査定により補助対象として認められなかった費用は自己負担となる。
3	施設	協議書の提出や、補助金の交付決定の前に復旧作業を行ってよいか。	・補助金の申請の前に復旧作業を行ってよい。 ・ただし、後で確認できるよう、復旧作業前の被災状況(建物・設備(備品等))が分かる写真や必要な証明書等を保管しておくこと。 ・被災状況が確認できない場合、国の査定で補助対象外となる。
4	施設	建物に保険をかけているが、その場合でもこの補助金は使用できるか。	・復旧に要する費用のうち、保険等に対応する金額を控除した金額が80万円以上であれば補助対象となる。
5	施設	災害復旧協議額が1件につき80万円以上というのは、電気工事、水道工事があった場合、電気工事で80万円以上、水道工事で80万円以上とそれぞれで80万円以上必要なのか。それとも、合算して80万円以上であることか。	・合算して災害復旧協議額が1件につき80万円以上となるものが補助対象。
6	施設	災害復旧協議額が1件につき80万円以上というのは事業所ごとか。	・事業所ごとである。 ・なお、社会福祉施設等を一箇所(同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの)で複数運営する施設(以下「複合施設」という。)については、複合施設ごとに調査額80万円以上となる。
7	施設	施設の設計監督料(基本設計、実施設計)はいずれも補助対象となるか。	・設計監督料のうち、実施設計は補助対象、基本設計は補助対象外となる。 ・なお、工事事務費は「工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。」とされているのでご留意いただきたい。

No.	区分	質問	回答
8	施設	建物の復旧にあたり、耐震化やバリアフリー化を行ってよいか。	・「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領 第7 復旧費算出の原則」において、「原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう」と定められている。 ・このため、必要最低限の工事を行うことが基本である（例えば、補修や補強で復旧することが可能であるにも関わらず建て替えをすることは補助対象にならない）。 ・ただし、例外的に、原形復旧が著しく困難または不適當である等、相当の理由がある場合のみ原形復旧以外の工事が認められている。 ・仮に実地調査・査定が行われる前に、施設設置者の判断で、工事を実施された場合において、実地調査・査定により認められなかった場合は、施設設置者の自己負担となるため、事前に県へご相談いただくなど、慎重にご判断いただくようお願いしたい。 ・なお、原形復旧として認められた額に対して、自己負担を加えて耐震化、バリアフリー化等の対策を講じた復旧を行うことを妨げるものではない。
9	施設	応急仮設施設の建設に係る費用は補助対象となるか。	・応急仮設施設は、基本的に既存施設の改修によるものが想定されており、改修に係る工事費又は工事請負費は「施設」の対象となる一方、創設に係る建設費用は国の査定で補助対象外となりうるためご留意いただきたい。 ・協議書については、これらを含めた形で協議書を作成していただいて構わないが、原則3者見積が必要。
10	施設/ 設備	応急仮設施設の敷金、礼金、保証料、仲介手数料等は補助対象となるか。	・応急仮設施設の場合、賃借料、工事費又は工事請負費のみ「施設」の対象となる。 ・また礼金、仲介手数料等の初期契約費用は「設備」の対象となる。 ・敷金、保証金は補助対象外。
11	施設	施設が被災したことから、応急仮設施設を建設予定。完成までの間、賃貸物件で事業を運営したい。賃貸料はいつからいつまでが補助対象となるか。	・補助対象開始日は賃貸借契約書に記載の契約期間の始期を指し、おおむね契約日となると思料。 ・補助対象終了日は、契約期間の終期を指し、おおむね復旧工事完了日までとなると思料。期間の定めは設けられていない。
12	施設	事業を行っていた賃貸物件が被災した場合、当該物件の改修等の復旧に要する経費は補助対象となるか。	・借用施設については、「社会福祉施設等の設置者が当該借用施設に係る維持管理の責任を有すると証明できる場合であって、当該維持管理の責任の範囲内で行うもの」に限り補助対象となる（借用土地も同じ）。

No.	区分	質問	回答																																																	
13	施設/ 設備	現施設が被災して使用できないため、仮移転して現施設の修繕を待ち、現施設に戻ろうと考えている。移転料と初期費用(敷金、礼金等)は補助対象となるか。	・現施設が自己所有か賃貸かで補助対象となるか取扱いが異なる(下表参照)。 ・なお、下表で補助対象とされていても、国の査定により補助対象外となることもあるためご留意いただきたい。																																																	
			<table><tr><th rowspan="2">現施設の 所有の別</th><th colspan="7">応急仮設施設</th><th colspan="2">本移転 施設</th></tr><tr><th>移転料</th><th>賃借料</th><th>工事費</th><th>工事請負費</th><th>礼金</th><th>敷金</th><th>違約金</th><th>移転料</th><th>賃借料</th></tr><tr><td>自己所有</td><td>設備○</td><td>施設○</td><td>施設○</td><td>施設○</td><td>設備○</td><td>×</td><td>×</td><td>設備○</td><td>×</td></tr><tr><td>賃貸(※)</td><td>設備○</td><td>施設○</td><td>施設○</td><td>施設○</td><td>設備○</td><td>×</td><td>×</td><td>設備○</td><td>×</td></tr><tr><td>賃貸</td><td>設備○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>設備○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>	現施設の 所有の別	応急仮設施設							本移転 施設		移転料	賃借料	工事費	工事請負費	礼金	敷金	違約金	移転料	賃借料	自己所有	設備○	施設○	施設○	施設○	設備○	×	×	設備○	×	賃貸(※)	設備○	施設○	施設○	施設○	設備○	×	×	設備○	×	賃貸	設備○	×	×	×	設備○	×	×	×	×
			現施設の 所有の別		応急仮設施設							本移転 施設																																								
				移転料	賃借料	工事費	工事請負費	礼金	敷金	違約金	移転料	賃借料																																								
			自己所有	設備○	施設○	施設○	施設○	設備○	×	×	設備○	×																																								
			賃貸(※)	設備○	施設○	施設○	施設○	設備○	×	×	設備○	×																																								
賃貸	設備○	×	×	×	設備○	×	×	×	×																																											
※No.12に記載の「社会福祉施設等の設置者が当該借用施設に係る維持管理の責任を有すると証明できる場合であって、当該維持管理の責任の範囲内で行う」賃貸物件に限る。																																																				
14	施設/ 設備	被災した施設が改修して使用できるのか専門家に相談して判断したい。建物の安全点検や地盤調査に要する経費は補助対象となるか。	・当該被災事業所等の事業再開又は設備の復旧に必要な委託料(耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む。)は「設備」の補助対象。地盤調査も同様に補助対象となる。 ・なお、調査の対象が借用土地または借用施設である場合、「社会福祉施設等の設置者が当該借用施設に係る維持管理の責任を有すると証明できる場合であって、当該維持管理の責任の範囲内で行うもの」に限る。																																																	
15	施設	被災による地割れや地盤沈下が著しく、安全性の観点から移転したい。移転は補助金の中で認められているのか。	・移転したい場合は国との「移転協議」が別途必要となる。移転協議において移転の必要性(※)が審査され、財務省と協議の上で判断される。 ※必要性が考慮される具体例:レッドゾーンやイエローゾーン内にある、専門家による調査で地盤の不安定さが証明された等																																																	
16	施設	施設の敷地内にある門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用は対象となるのか。	・補助対象となる(心身障害児総合通園センターの相談・検査部門は対象外)。 ・被害状況の写真と見積(原則3者)の準備が必要。(No.26, 27参照)																																																	
17	施設/ 設備	「施設」と「設備」の区分について、設計図面に組み込まれているものが「施設」という取扱いでよいのか。	・(給水施設や水冷式空調の配管など、)施設と不可分一体のものが「施設」の対象。																																																	
18	施設/ 設備	エレベーターが故障した。この修理費は対象となるか。	・施設の復旧と一体的に復旧されるエレベーターは「施設」の対象となる。 ・被害状況の写真と見積(原則3者)の準備が必要。(No.26, 27参照)																																																	

No.	区分	質問	回答
19	施設/ 設備	井戸の復旧に要する費用は対象となるのか。	・建物と一体的に復旧される場合は「施設」、建物と一体的に復旧されないものは「設備」の対象となる。なお、業者の井戸調査、井戸の洗浄、検査等も補助対象。飲用水か生活用水かは問わない。 ・被害状況の写真と見積(原則3者)の準備が必要。(No.26, 27参照)
20	施設	施設と同一敷地内にある外部倉庫は補助対象となるか。	・施設と一体的な整備ではないため、補助の対象外となる。
21	施設	1つの施設で「介護保険サービス」と「障害福祉サービス」を行っている場合、それぞれ分けて協議する必要があるか。	・それぞれ分けて協議する必要がある。なお、共用部分は、それぞれのサービスの面積比や利用者数等の適切な根拠で按分することとなる。按分方法については、協議書の提出前に県へご相談いただきたい。
22	施設	複数の施設が併設されている場合、それぞれで分けて協議する必要があるのか。	・複数の施設が併設されている場合は、それぞれの施設分の面積(専有部分+適切な根拠で按分した共用部分)により協議額を算定すること。
23	設備	車、パソコン、コピー機、洗濯機、ベッド等の設備や物品等は補助対象となるのか。	・補助金のうち「設備」の補助対象となる。 ・ただし、地震と関連性のない故障等は補助対象外。後で確認できるよう、復旧作業前の被災状況(建物・設備(備品等))が分かる写真や必要な証明書等を保管しておくこと。
24	設備	壁掛け式のエアコンは対象となるか。	・壁掛け式のエアコンは「設備」の対象である(一方、天井や壁に埋め込まれているエアコンは「施設」の補助対象となる)。 ・ただし、地震と関連性のない故障等は補助対象外。後で確認できるよう、復旧作業前の被災状況(建物・設備(備品等))が分かる写真や必要な証明書等を保管しておくこと。
25	設備	業務用洗濯機のアンカーボルト修理や再度固定するための費用は、「設備」の対象となるか。	・「設備」の対象となる。
26	施設	「施設」に係る協議書について、必ず3者見積の提出が必要か。	・「施設」の災害復旧費の算定に際しては、原則、3者(最低でも2者)以上から見積もりを徴取すること。 ・ただし、2者以上の見積書徴取が困難な場合は、やむを得ないと認められる場合に限り1者見積もりでも可。この場合、理由書を添えて提出すること。
27	設備	3者の見積書の徴取が困難。どのような状況下でも必ず3者の見積書の提出が必要か。	・原則3者分の見積書が必要。ただし、協議期間内の提出が難しいということであれば、期日までに取得している書類をご提出いただき、おって見積書を追加でご提出いただいても構わない。 ・購入前の備品については1者からの見積書、購入済みの備品については納品書や領収書の提出で申請可能。

No.	区分	質問	回答
28	共通	協議書に記入する金額は税込みの金額か。それとも税抜き金額か。	・消費税込みでも消費税抜きでもどちらでも構わない。 ・消費税込みの場合、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定し県へ報告が必要。その結果、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還となる可能性がある。
29	共通	被災箇所(備品)の修理は完了したが、被災時の写真がない。	・補助の対象外となる。 ※厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領 第5の7
30	共通	復旧工事に係る手続きには何か決まりがあるのか。	・「地方公共団体以外の者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」とされている。 ・よって、市町村以外による工事の実施(契約・購入等)にあたっては、熊本県が行う契約手続きの取扱いに準拠して実施していただく必要がある。 ・熊本県において工事を発注する際は、原則として、400万円以下の場合は3者による見積、400万円を超える場合は入札が必要。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないときは、入札によらず随意契約が可能となっている。 (参考) 令和8年熊本地震を受けて発出した入札契約に関する通知等(熊本県ホームページ)。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/274992.html ・さらに、社会福祉法人においては、厚労省及びこども家庭庁の通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」も併せて御覧いただきたい。
31	共通	他の補助金も活用して施設の再建を図る場合、対象経費を重複して含めることはできるのか。	「この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない」とされている。仮に、後日重複が判明した場合は、返還手続きを求めることになるためご注意ください。